

証券コード8202
平成27年3月11日

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目7番17号
ラオックス株式会社
代表取締役社長 羅 怡 文

第39期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年3月25日（水）午後6時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年3月26日（木）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝2-7-17 住友芝公園ビル2階 ベルサール芝公園Room 2 |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第39期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第39期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで） 計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |

以 上

お 願 い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お 知 ら せ 本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.laox.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたしません。

事 業 報 告

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経営環境の概況

当連結会計年度における経済環境は、新興国で緩やかな減速が続くなか、中国も投資抑制方針などから成長鈍化傾向が見られました。またわが国の経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により個人消費の回復が遅れたものの、企業収益・雇用情勢の改善が進み持ち直しの動きも見られました。また円安における外需の景気けん引と同時に一方で輸入価格のマイナス影響等もあり、全体としては不透明な状況で推移いたしました。

当社主要事業に掛かる訪日外国人観光客の動向に関しましては、円安の進行による旅行割安感の追い風のみならず、政府の訪日旅行プロモーションや消費税免税品の対象拡大、東南アジア向けの査証免除や緩和の効果、中国などからのクルーズ船の寄港などにより、訪日外国人観光客数は統計開始以来過去最高の1,341万人と前年比29%増となりました。当社主要顧客である中国人訪日客数は前年比83%増の241万人と、個人旅行・団体旅行ともに大幅に増加し、今後さらに伸びてくると思われます。

このような状況の中、当社グループはアジア全体をマーケットと捉え、高品質で信頼できる商品と世界に誇る日本のおもてなしをもって、ジャパンプレミアムの体現に力を入れております。

「国内店舗事業」においては、新たな発見や感動と出会える「日本大満足」をコンセプトに、魅力的な店舗づくりを進めてまいりました。当社の旗艦店では、「和モダン」をイメージする店舗デザインに、伝統工芸品や化粧品、健康食品など、多様なニーズに対応した商品を取り揃え、国際色豊かなお客様に対し、日本が誇る「おもてなし」の心を表現いたします。当連結会計年度におきましては、平成26年1月に札幌の人気観光スポットエリアにあるノルベサ内に「ラオックス札幌店」を、平成26年3月に沖縄の那覇最大の繁華街である国際通りに「ラオックス沖縄国際通り店」を、平成26年6月に大阪の代表的な繁華街であり観光地である道頓堀に「ラオックス道頓堀店」を、平成26年8月に「ラオックス千歳アウトレットモール・レラ店」、「ラオックス長崎グラバー通り店」、「ラオックス岡山空港店」を、平成26年9月に「ラオックスりんくうシークル店」を出店いたしました。これらの出店を通じ、総合免税店として日本最大級の充実した店舗ネットワーク構築を進めております。

「中国出店事業」においては、中国国内商圈の変化への対応と将来的な採算性を勘案し、9店舗の閉鎖を行いました。残りの3店舗では親会社の蘇寧雲商集団股份有限公司との強固な連携関係を背景に、収益構造の見直しと店舗運営の効率化に引き続き取り組んでおります。

「貿易仲介事業」においては、中国での自社開発商品の製造と日本での販売において、品質管理の徹底と物流体制の再構築を行い、事業の構造改革に取り組んでおります。また、日本の優れた商品を中国市場へ投入すべく中国の子会社と連携し、ベビー用品などを中心に輸出事業にも積極的に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は501億96百万円（前年同期は331億50百万円、51.4%増）、営業利益は17億36百万円（前年同期は16億64百万円の損失）となりました。

14期ぶりに黒字化したことにより、中国・アジアを始めとした世界のマーケットに対してジャパンプレミアムを体現していくラオックスのビジネスモデルを確立することができました。来期以降はその特徴と強みを生かし時代をリードできるグローバル企業となることを目指すと同時に、連結および単体ベースでの更なる増収増益にむけて鋭意取り組んでまいります。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(イ) 国内店舗事業

当事業部門におきましては、上半期に訪日中国人観光客が本格的な増加に転じるのに合わせて、積極的な来店誘致施策を実施し、下半期には円安の進行と政府の訪日外国人誘致活動により訪日観光客数が大幅に増加したことにより、当連結会計年度の売上高は345億81百万円（前年同期は131億77百万円、162.4%増）、営業利益は40億7百万円（前年同期は4億41百万円の利益、807.7%増）となりました。

(ロ) 中国出店事業

当事業部門におきましては、中国国内の個人消費の減速や商圈の変化などの影響を受ける中、不採算店舗を閉鎖し経費削減の努力をしたものの、外部環境変化のスピードに追いつかず当連結会計年度の売上高は112億12百万円（前年同期は150億91百万円、25.7%減）、営業損失は10億53百万円（前年同期は12億23百万円の損失）となりました。

(ハ) 貿易仲介事業

当事業部門におきましては、中国での自社開発製品の輸入販売において、品質管理の徹底や物流体制の再構築など、事業の構造改革に取り組み中であり、円安の影響も大きく受けております。輸出販売についても本格的な拡販を始めるべく組織体制強化等に取り組んでおりますが、費用が先行しており、当連結会計年度の売上高は38億36百万円（前年同期は41億15百万円、6.8%減）、営業損失は2億30百万円（前年同期は4億51百万円の損失）となりました。

(ニ) その他事業

当事業部門におきましては、不動産賃貸業の一部物件においてテナント退去や家賃収入の減少があり、当連結会計年度の売上高は6億19百万円（前年同期は8億34百万

円、25.8%減）、営業損失は38百万円（前年同期は93百万円の利益）となりました。

② 次期の見通し

中国を始めとしたアジア新興国の経済成長率は鈍化傾向が見られますが、成長トレンドは持続しその消費購買力も引き続き拡大するものと思われます。また国際政治問題の不安要素、円安の後退の可能性は拭いきれないものの、訪日観光客は年々増加する傾向にあり、政府は2015年の旅行者数を1,500万人と見込んでおります。

このような状況の中、平成27年2月12日に公表いたしました「中期経営計画」が本格的に始動いたしております。当社グループは日本最大規模の総合免税店として、ラオックスブランドの再構築を戦略的・政策的に取り組み、社会的信頼と存在価値を高め、中国・アジアを中心としたグローバルマーケットにジャパンプレミアムを届けていきます。具体的には、これまで培ってきた「海外のお客様にご満足いただける店舗運営」を更に進化させていきます。多言語対応、スムーズな免税処理で欲しい商品が簡単に購入できるだけでなく、よりお買い物を楽しんでもらえるよう、これまででない商品の魅力をお伝えすると同時にくつろぎの空間を提供し、驚きと感動を与えられる日本ならではのおもてなしを表現した、「プレミアム」な全国ネットワークの充実に向け、積極的な店舗展開をいたします。

次期の施策として主要3事業の特性を活かし、より伸ばすことにより、それぞれの事業規模の拡大と収益力向上を図ってまいります。「国内店舗事業」は、当社グループの基盤事業として、地域毎のシェアを拡大すると同時に、充実した店舗ネットワーク構築を進め、高い成長性につなげていきます。「中国出店事業」は環境変化に対応できる収益構造の見直しと店舗運営の効率化に引き続き取り組んでいきます。「貿易仲介事業」においては、円安による追い風を生かし、日本の優れた商品を中国市場へ投入すべく、取扱商品の拡充と幅広い販路網整備により、輸出事業の拡大を行ってまいります。

そして14期ぶりに黒字化を達成したことにより、「事業再生ステージから成長ステージへの転換」を進め、連結および単体ベースでの更なる増収増益に取り組んでいきます。

(2) 対処すべき課題

当社グループにおいて、引き続き主要3事業に積極的に取り組んでまいります。その中で特にジャパンプレミアムを世界に届けることが最重要な課題です。

円安の進捗、査証緩和等の政策的後押し等により訪日旅行者の増加が見込まれる中、異業種やグローバル免税店の参入、既存小売店の免税ビジネス強化によりインバウンド業界の競争も激化してきております。その中で、日本における総合免税ネットワークの先駆者としてのポジションを維持強化するため、訪日外国人観光客へのサービスの拡充を図り「国内店舗事業」を発展させることです。また「貿易仲介事業」を収益事業として発展させ、「中国出店事業」の収益構造の見直しによる黒字化に取り組んでいきます。引き続き事業の拡大スピードに応じた内部統制の整備、管理体制の強化に取り組み、また、商品力の向上、業務オペレーションの効率化、人財の採用・育成を推進し、課題解決に取り組んでまいります。

(3) **設備投資等の状況**

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は3億39百万円であります。

その主な内訳は、国内店舗事業における新規出店、既存店の改装及び、その他事業の不動産賃貸業における土地取得などによるものです。

(4) **資金調達の状況**

当連結会計年度において資金調達は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 36 期 平成23年12月期 | 第 37 期 平成24年12月期 | 第 38 期 平成25年12月期 | 第 39 期 (当連結会計年度) 平成26年12月期 |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 10,066 | 22,948 | 33,150 | 50,196 |
| 経 常 利 益(百万円) | △1,259 | △1,389 | △1,656 | 1,778 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | △1,718 | △1,356 | △3,245 | 1,242 |
| 1株当たり当期純利益(円・銭) | △4.57 | △2.49 | △5.96 | 2.28 |
| 総 資 産(百万円) | 15,787 | 16,869 | 15,299 | 18,959 |
| 純 資 産(百万円) | 13,388 | 12,150 | 9,180 | 10,279 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 36 期 平成23年12月期 | 第 37 期 平成24年12月期 | 第 38 期 平成25年12月期 | 第 39 期 (当事業年度) 平成26年12月期 |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 9,477 | 14,297 | 17,588 | 38,827 |
| 経 常 利 益(百万円) | △1,255 | △323 | △295 | 2,870 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | △1,682 | △1,136 | △1,712 | 1,488 |
| 1株当たり当期純利益(円・銭) | △4.48 | △2.09 | △3.14 | 2.73 |
| 総 資 産(百万円) | 15,503 | 14,195 | 12,875 | 16,395 |
| 純 資 産(百万円) | 13,118 | 11,975 | 10,264 | 11,751 |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社であるGRANDA MAGIC LIMITEDは、当社の株式277,838,263株（持株比率51.00%（自己株式を除く））を保有しております。

また、GRANDA MAGIC LIMITEDは、香港蘇寧電器有限公司の100%子会社であり、蘇寧雲商集團股份有限公司の100%孫会社にあたることから、蘇寧雲商集團股份有限公司は当社の株式を間接的に保有しております。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 当社の議決権 比率 (%) | 主要な事業内容 |
|-----------------|---------|--------------|------------------|-----------------------------|
| 神田無線電機株式会社 | 東京都港区 | 90 | 100.0 | 物品販売事業、不動産賃貸業 リサイクル商品販売業 |
| 青葉ライフファミリー株式会社 | 東京都港区 | 10 | 100.0 | 保険代理業 |
| 楽購思（上海）商貿有限公司 | 中華人民共和国 | 500 | 100.0 | 物品販売事業、貿易事業 |
| 楽購仕（南京）商品採購有限公司 | 中華人民共和国 | 400 | 100.0 | 物品販売事業、仕入事業 |
| 楽購仕（南京）商貿有限公司 | 中華人民共和国 | 387 | 100.0 | 物品販売事業 |
| 楽購仕（上海）商貿有限公司 | 中華人民共和国 | 652 | 100.0 | 物品販売事業 |
| 楽購仕（北京）商貿有限公司 | 中華人民共和国 | 391 | 100.0 | 物品販売事業 |
| 楽購仕（天津）商貿有限公司 | 中華人民共和国 | 233 | 100.0 | 物品販売事業 |
| 楽購仕（廈門）商貿有限公司 | 中華人民共和国 | 289 | 100.0 | 物品販売事業 |

(注) 前連結会計年度において、連結子会社であった株式会社ダイオーショッピングプラザは平成26年12月12日に清算終了致しました。

(7) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

当社の企業グループは、「国内店舗事業」「中国出店事業」「貿易仲介事業」を主要な3本柱とし、他に不動産賃貸業及びその他の事業としてリサイクル商品販売業を展開しております。「国内店舗事業」とは、訪日旅行者に向けての免税商品販売と家庭用電気製品、時計、ホビー関連商品等を扱う国内向け物品販売を行っている事業です。「中国出店事業」とは、中国において蘇寧雲商集团股份有限公司との強固な連携関係を背景に、日本式総合家電量販を行っている事業です。「貿易仲介事業」とは、中国における蘇寧雲商集团股份有限公司の知名度と信用力、また中国出店で培ったネットワークを活かして、中国で安価で高品質の製品を製造し、日本国内市場で販売する事業とともに、メイドインジャパンの優れたデザインで高品質の商品を中国へ紹介し販売する事業であります。

(8) 主要な事業所（平成26年12月31日現在）

- ① 当社事務所 東京都港区
② 店舗

| 区分 | 直営店 | 子会社・関連会社店 | 合計 |
|---------|-----|-----------|----|
| 東京都 | 5店 | －店 | 5店 |
| 北海道 | 3 | － | 3 |
| 千葉県 | － | 1 | 1 |
| 大阪府 | 4 | － | 4 |
| 岡山県 | 1 | － | 1 |
| 福岡県 | 1 | － | 1 |
| 長崎県 | 1 | － | 1 |
| 沖縄県 | 2 | － | 2 |
| 中華人民共和国 | － | 3 | 3 |
| 計 | 17 | 4 | 21 |

(9) 従業員の状況（平成26年12月31日現在）

- ① 当社連結グループ従業員の状況

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数(名) | 増減(名) |
|----------------|---------------|----------------|
| 国内店舗事業 | 168 (338) | 34 (105) |
| 中国出店事業 | 131 (－) | △338 (－) |
| 貿易仲介事業 | 17 (5) | △10 (△4) |
| その他の事業 | 1 (3) | － (－) |
| 全社（共通） | 105 (22) | 70 (16) |
| 合計 | 422 (368) | △244 (117) |

(注) 1. 従業員数は、当社連結グループから当社連結グループ外への出向者を除き、当社連結グループ外から当社連結グループへの出向者を含む就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

- ② 当社の従業員の状況

| 従業員数(名) | 前期末比増減(名) |
|----------|-----------|
| 291(368) | 95(120) |

(注) 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況

平成26年12月31日現在において、借入金はございません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 970,000,000株
- (2) 発行済株式数 544,811,627株（自己株式の数4,069,406株を除く。）
- (3) 単元株式数 1,000株
- (4) 株主総数 14,470名（自己株式分1名を除く。）

(5) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|------------|---------|
| G R A N D A M A G I C L I M I T E D | 277,838 千株 | 51.00 % |
| G R A N D A G A L A X Y L I M I T E D | 55,908 | 10.26 |
| 日 本 観 光 免 税 株 式 会 社 | 54,897 | 10.08 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 5,646 | 1.04 |
| 中 文 産 業 株 式 会 社 | 5,429 | 1.00 |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 61 | 5,261 | 0.97 |
| UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT | 5,050 | 0.93 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 4,050 | 0.74 |
| H S B C F U N D S E R V I C E S A / C 0 0 6 J F | 3,203 | 0.59 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 3,093 | 0.57 |

- (注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧雲商集団股份有限公司が出資している会社であります。
2. 持株比率は自己株式4,069,406株を控除して計算しています。
3. 当社は自己株式4,069,406株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
4. 持株数は、千株未満を切捨てて表記しております。

3. 会社の新株予約権等の状況（平成26年12月31日現在）

平成17年6月29日開催の株主総会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額

無償

② 新株予約権の行使金額

1個につき351円

③ 新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社または子会社の取締役もしくは従業員の地位であることを要する。

ただし、任期満了による退任及び定年退職その他正当な理由のある場合は、当該退任または退職の日から2年間（当該期間に行使期間が終了する場合には、平成27年5月31日までとする。）は行使できるものとする。

この条件は、第29期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約の定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成27年5月31日まで

⑤ 当社役員の保有状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 羅 怡 文 | 日本観光免税株式会社代表取締役 中文産業株式会社代表取締役 |
| 取 締 役 | 矢 野 輝 治 | 管理本部長兼神田無線電機代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 蔣 勇 | 蘇寧雲商集团股份有限公司チェーン発展本部執行総裁 |
| 取 締 役 | 卜 揚 | 蘇寧雲商集团股份有限公司総務本部執行総裁 |
| 取 締 役 | 王 哲 | 蘇寧雲商集团股份有限公司商品経営本部執行副総裁 |
| 取 締 役 | 韓 楓 | 蘇寧雲商集团股份有限公司董事会秘書オフィス証券事務代表 |
| 取 締 役 | 早 瀬 恵 三 | マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 芝 正 二 | |
| 監 査 役 | 西 澤 民 夫 | 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役 日本エスアンドティー株式会社代表取締役 |
| 監 査 役 | 上 村 明 | 上村総合法律事務所代表 |
| 監 査 役 | 華 志 松 | 蘇寧雲商集团股份有限公司財務管理本部財務企画センター 総監 |

- (注) 1. 取締役 早瀬恵三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 西澤民夫、上村明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 芝正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役 田睿氏は平成26年3月28日をもって退任しております。
 5. 監査役 石渡隆生氏は平成26年3月28日をもって辞任しております。
 6. 監査役 西澤民夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

② 執行役員

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-----|--------------|
| 執 行 役 員 | 洪 東 | 社長室室長 |

- (注) 1. 当社は、取締役を兼務している執行役員はおりません。
 2. 当社は、社会・経済情勢の変化に機動的に対応し、より迅速な意思決定と業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりであります。

| 区 分 | 支 給 数 | 支 給 額 |
|--------------------|--------------|------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 8名 (1名) | 33百万円 (1百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 5名 (3名) | 9百万円 (3百万円) |
| 計 (うち社外役員) | 13名 (4名) | 42百万円 (5百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。
2. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。
3. 取締役・監査役の支給数及び支給額には、平成26年3月28日開催の第38期定時株主総会の終結の時をもって退任した2名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 早 瀬 恵 三 | 当期開催の取締役会18回のうち16回出席。予実管理面での手法指導、中国出店事業に関するマネジメント手法について提案。 |
| 監 査 役 | 西 澤 民 夫 | 当期開催の取締役会18回のうち17回出席、また監査役会12回のうち10回出席。事業育成等に関する豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べる。 |
| 監 査 役 | 上 村 明 | 当期の在任期間中に開催の取締役会15回のうち15回出席、また監査役会10回のうち10回出席。弁護士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べる。 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条（取締役の責任免除）第2項、及び第37条（監査役の責任免除）第2項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その責任限度額は、法令が限定する額としています。

③ 社外取締役・社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

早瀬恵三氏は、マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社代表取締役を兼任しております。なおマイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社は当社との間に取引関係はありません。

西澤民夫氏は、株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役及び日本エスアンドティー株式会社代表取締役を兼任しております。なお株式会社高滝リンクス倶楽部及び日本エスアンドティー株式会社は当社との間に取引関係はありません。

上村明氏は上村総合法律事務所代表を兼務しております。なお、上村総合法律事務所は当社との間に取引関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 22百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項は特にありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任の決定に関しては、会社法第340条第1項に照らし合わせて判断いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成26年7月8日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

清和監査法人

② 処分内容

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・1年間の業務の一部の停止命令（新規の契約の締結に関する業務の停止）
（平成26年7月10日から平成27年7月9日まで）

③ 処分理由

業務管理体制等の整備が不十分であったため。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

当社はコンプライアンスに係る委員会を設置し、取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等を定めて、その周知徹底を図るとともに、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図る。なお、内部監査室は、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。ま

た、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存、管理し必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、事業活動にかかわる様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、内部監査室、法務課においてリスク情報を収集分析して、予兆の早期発見を図るとともに、万一、リスクが発生した時には、コンプライアンス委員会、取締役会に報告し、迅速かつ的確な施策が実施できるようにリスク管理規程及びマニュアル等を整備して、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規則により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。取締役会で定期的に職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督を行う。日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社、関連会社の機関設計について適正化を図る為、原則として、取締役会及び監査役設置会社とする。当社の管理本部において子会社、関連会社の業務執行を管理し統括する。また、監査役、内部監査室において子会社関連会社の監査も行き、結果について当社取締役会へ報告する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務の執行の補助者を必要とする時は、まず第一には、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱する。なお、必要に応じて取締役会が監査役と協議し、当該使用人を任命及び配置することができる。当該使用人を任命配置した場合、監査役会、監査役の命令に従い職務を行う。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助者である内部監査室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会、監査役の意見を聞き尊重するものとする。補助する使用人を配置した場合、その使用人の人事異動、人事考課等については、監査役会、監査役の意向を尊重し同意を得るものとする。

る。

(8) **取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、次の事項を監査役に報告するものとする。会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した時は、その事実に関する事項。法令、定款に違反する行為を発見した場合、またその恐れがある場合は、その事実に関する事項。内部監査室の内部監査の結果。

(9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を執行するために必要と判断した時は、いつでも取締役又は使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な会議、委員会等に出席する。また、監査役会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換する。

(10) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保する為に、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。また、その体制が適正に機能することを継続的に検証する為に内部監査室が監査を実施し、必要な是正を行うものとする。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適切な利益配分が重要な経営課題の一つであると強く認識しております。また、当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、かつ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会決議により基準日を定めず配当することができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 流 動 資 産 | 13,559 | 流 動 負 債 | 7,438 |
| 現金及び預金 | 3,398 | 支払手形及び買掛金 | 5,184 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,723 | 未払金 | 1,147 |
| 商品及び製品 | 4,587 | 未払費用 | 377 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7 | リース債務 | 25 |
| 未収入金 | 1,293 | 未払法人税等 | 33 |
| 前渡金 | 862 | 賞与引当金 | 93 |
| 前払費用 | 344 | 役員賞与引当金 | 8 |
| 1年内回収予定の差入保証金 | 123 | ポイント引当金 | 9 |
| その他 | 228 | 製品補償損失引当金 | 192 |
| 貸倒引当金 | △9 | その他 | 366 |
| 固 定 資 産 | 5,400 | 固 定 負 債 | 1,241 |
| 有形固定資産 | 1,643 | 長期預り保証金 | 471 |
| 建物及び構築物 | 1,119 | リース債務 | 26 |
| 車両運搬具 | 2 | 退職給付に係る負債 | 243 |
| 器具備 | 381 | 役員退職慰労引当金 | 10 |
| 土地 | 88 | 訴訟損失引当金 | 15 |
| リース資産 | 44 | 資産除去債務 | 190 |
| 建設仮勘定 | 5 | 繰延税金負債 | 78 |
| 無形固定資産 | 124 | その他 | 205 |
| ソフトウェア | 23 | 負 債 合 計 | 8,679 |
| リース資産 | 5 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | 90 | 純 資 産 の 部 | |
| その他 | 5 | 株 主 資 本 | 9,966 |
| 投資その他の資産 | 3,631 | 資本金 | 7,950 |
| 投資有価証券 | 12 | 資本剰余金 | 7,268 |
| 繰延税金資産 | 274 | 利益剰余金 | △4,826 |
| 長期貸付金 | 121 | 自 己 株 式 | △426 |
| 敷金保証金 | 3,257 | その他の包括利益累計額 | 312 |
| その他 | 411 | その他有価証券評価差額金 | 4 |
| 貸倒引当金 | △446 | 為替換算調整勘定 | 307 |
| 資 産 合 計 | 18,959 | 純 資 産 合 計 | 10,279 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 18,959 |

連結損益計算書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-------|--------|-----|-----|
| | | 百万円 | |
| 高価 | 50,196 | | |
| 益費 | 36,721 | | |
| 益費 | 13,474 | | |
| 益費 | 11,738 | | |
| 益費 | 1,736 | | |
| 受仕為貸そ | 9 | | |
| 倒引 | 37 | | |
| 業 | 38 | | |
| 支 | 7 | | |
| 株 | 25 | | 118 |
| 支 | 6 | | |
| 貸 | 2 | | |
| そ | 8 | | |
| 減 | 30 | | |
| 訴 | 12 | | |
| 訟 | 16 | | 75 |
| 減 | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| 損 | | | |
| 失 | | | |
| 引 | | | |
| 当 | | | |
| の | | | |
| | | | |

連結株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成26年1月1日残高(百万円) | 7,950 | 7,268 | △6,068 | △426 | 8,724 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 1,242 | | 1,242 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計(百万円) | | | 1,242 | △0 | 1,242 |
| 平成26年12月31日残高(百万円) | 7,950 | 7,268 | △4,826 | △426 | 9,966 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|--------------|-----------------------|--------|
| | その他有価証 券評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | その他の包括利 益累計額 合計 | |
| 平成26年1月1日残高(百万円) | 5 | 450 | 455 | 9,180 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | 1,242 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | △0 | △142 | △143 | △143 |
| 連結会計年度中の変動額合計(百万円) | △0 | △142 | △143 | 1,098 |
| 平成26年12月31日残高(百万円) | 4 | 307 | 312 | 10,279 |

連 結 注 記 表

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結の範囲に含めております。

当該子会社は、神田無線電機株式会社、青葉ライフファミリー株式会社、楽購思（上海）商貿有限公司、楽購仕（南京）商品採購有限公司、楽購仕（南京）商貿有限公司、楽購仕（上海）商貿有限公司、楽購仕（北京）商貿有限公司、楽購仕（天津）商貿有限公司、楽購仕（廈門）商貿有限公司の9社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

投資有価証券

時価のあるもの… 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商 品…先入先出法に基づく原価法

ただし、書籍及びAVソフト等の一部については売価還元法に基づく原価法

貯蔵品…最終仕入原価法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 2～39年、その他2～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む。）

店舗を賃借するために支出する権利金等は当該賃貸借期間により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ④ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって
おります。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年
度に負担すべき額を計上しております。
- ③ ポイント引当金
当社は、「ラオックスメンバーズカード」の使用による将来の費用発生に
備えるため、使用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込
まれるポイントに対して見積額を計上しております。
- ④ 訴訟損失引当金
損害賠償等の損失に備えるため、係争中の案件に対し、事実関係や訴訟
の進行状況等を考慮して、当社が負うべき損失の見込み額を計上して
おります。
- ⑤ 製品補償損失引当金
当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出
に充てるため、必要な見積額を計上しております。
- ⑥ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基
づく当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ⑦ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に
基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政
計算上の数理債務を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用して
おります。
- (5) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算
差額は損益として処理しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 百万円未満の端数処理については連結計算書類の各数値をそれぞれ切捨て
表示しております。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成27年1月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い平成27年12月期において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産を計算する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%に変更されております。
 なお、変更後の実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 4,521百万円

(2) 担保提供資産

担保に供している資産

普通預金

50 百万円

定期預金

127 百万円

計

177 百万円

担保に対応する債務はありません。

(3) 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額

3,000百万円

借入実行残高

— 百万円

差引額

3,000百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価の切り下げ額
 売上原価 60百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|----------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式(千株) | 548,881 | - | - | 548,881 |
| 合計 | 548,881 | - | - | 548,881 |

(2) 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(千株) | | | 当連結会計年度末残高(百万円) | |
|-----|---------------------|------------|---------------|----|----|-----------------|---|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | | |
| 当社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | 普通株式 | 257 | - | - | 257 | - |
| | 合計 | | 257 | - | - | 257 | - |

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。貸付金並びに敷金保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に取引先企業の財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握を図っております。営業債務である買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務や未払金、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|----------------|-------|----|
| (1) 現金及び預金 | 3,398 | 3,398 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 ※ | 2,723 | 2,723 | - |
| (3) 未収入金 ※ | 1,206 | 1,206 | - |
| (4) 1年内回収予定の差入保証金 | 123 | 123 | - |
| (5) 投資有価証券 | 12 | 12 | - |
| (6) 支払手形及び買掛金 | 5,184 | 5,184 | - |
| (7) 未払金 | 1,147 | 1,147 | - |

※ 受取手形及び売掛金、未収入金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 1年内回収予定の差入保証金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって評価しております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価については、株式の取引所の価格によっております。

負債

- (6) 支払手形及び買掛金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって評価しております。

2. 時価を把握することが極めて困難な金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|------------|------------|
| 敷金保証金 ※1 | 3,257 |
| 長期預り保証金 ※2 | 471 |

※1 仕入先に対して預託している保証金、並びに賃借物件において賃貸人に預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※2 賃貸物件における賃借人から預託されている長期預り保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 |
|---------------|-------|---------|-----|
| 現金及び預金 | 3,398 | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 2,723 | - | - |
| 未収入金 | 1,206 | - | - |
| 1年内回収予定の差入保証金 | 123 | - | - |
| 合計 | 7,451 | - | - |

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、千葉県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸等不動産を所有しております。なお、賃貸等不動産の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | | | 当期末の時価 |
|------------------------|------------|-------|-------|--------|
| | 当期首残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 賃貸等不動産 | 151 | 60 | 211 | 201 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 564 | △270 | 293 | 293 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当期増減額のうち、主な内容は減損損失(236百万円)であります。
3. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算出しております。なお、重要性が乏しい賃貸等不動産につきましては、適正な帳簿価額を時価としております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成26年12月期における損益は、次の通りであります。

(単位：百万円)

| | 賃貸収益 | 賃貸費用 | 差額 | その他損益 |
|------------------------|------|------|----|-------|
| 賃貸等不動産 | 181 | 161 | 19 | 0 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 207 | 195 | 12 | △237 |

- (注) 1. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分を含むため、当該部分の賃貸収益は計上しておりません。
2. その他損益は主に減損損失(236百万円)によるものであります。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、物品販売事業及び不動産賃貸事業における店舗並びに事務所の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて10年～50年と見積り、割引率は0.988%～2.287%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|--------|
| 期首残高 | 181百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 5百万円 |
| 時の経過による調整額 | 3百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 一百万円 |
| 期末残高 | 190百万円 |

10. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 18円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円28銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について

当社は、平成27年2月12日開催の取締役会において、平成27年3月26日開催の定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案を付議することについて決議致しました。

(1) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在生じております欠損を填補し、早期に財務体質の強化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、企業価値の増大に向けた取組みの観点から、資本準備金及びその他資本剰余金を、繰越利益剰余金に振り替えるものと致したいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分の内容

①減少すべき資本準備金の額及びその他資本剰余金の処分の額

会社法第448条第1項及び同第452条の規定に基づき、資本準備金の額5,950,002,515円を1,726,937,205円減少し、4,223,065,310円とします。その他資本剰余金の額1,318,958,224円を1,318,958,224円減少し、0円とします。

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金が3,045,895,429円増加し、0円とします。

(3) 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分の効力の発生日（予定）

①株主総会決議日 平成27年3月26日

②効力発生日 平成27年3月26日

損 益 計 算 書

(平成26年 1月 1日から
平成26年12月31日まで)

| 科 目 | 金 額 | 百万円 |
|------|--------|-------|
| 高価 | 38,827 | |
| 利益 | 26,781 | |
| 費用 | 12,046 | |
| 益 | 9,259 | |
| 益 | 2,787 | |
| 利息引当 | 7 | |
| 引当 | 37 | |
| 差入 | 39 | |
| 金 | 54 | |
| 戻 | 16 | 155 |
| 費用 | 6 | |
| 引当 | 2 | |
| 却 | 8 | |
| 料 | 30 | |
| 失 | 12 | |
| 他 | 12 | 72 |
| 益 | 2,870 | |
| 益 | 0 | |
| 額 | 13 | 13 |
| 失 | 236 | |
| 損 | 941 | |
| 入 | 200 | 1,378 |
| 益 | 1,504 | |
| 税 | 17 | |
| 額 | △0 | |
| 益 | 1,488 | |

株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-----------------------------|---------|-----------|----------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成26年1月1日残高(百万円) | 7,950 | 5,950 | 1,318 | 7,268 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | | | | |
| 平成26年12月31日残高(百万円) | 7,950 | 5,950 | 1,318 | 7,268 |

| | 株 主 資 本 | | | |
|-----------------------------|-----------|---------|------|--------|
| | 利 益 剰 余 金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成26年1月1日残高(百万円) | △4,533 | △4,533 | △425 | 10,259 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | 1,488 | 1,488 | | 1,488 |
| 自己株式の取得 | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | 1,488 | 1,488 | △0 | 1,487 |
| 平成26年12月31日残高(百万円) | △3,045 | △3,045 | △425 | 11,747 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------|------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成26年1月1日残高(百万円) | 5 | 5 | 10,264 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 1,488 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | △0 | △0 | △0 |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | △0 | △0 | 1,487 |
| 平成26年12月31日残高(百万円) | 4 | 4 | 11,751 |

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの… 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

① 商 品… 先入先出法に基づく原価法

ただし、書籍及びAVソフト等の一部については売価還元法に基づく原価法

② 貯蔵品… 最終仕入原価法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 2～39年、 その他 2～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間により期限均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に資産計上しているため、3年で定額法により償却しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ ポイント引当金
当社は、「ラオックスメンバーズカード」の使用による将来の費用発生に備えるため、使用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対して見積額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は簡便法（期末自己都合要支給額）に基づき計算しております。
- ⑤ 訴訟損失引当金
損害賠償等の損失に備えるため、係争中の案件に対し、事実関係や訴訟の進行状況等を考慮して、当社が負うべき損失の見込み額を計上しております。
- ⑥ 製品補償損失引当金
当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。
- ⑦ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ⑧ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 百万円未満の端数処理については計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

- (1) 前事業年度に独立掲記しておりました流動資産の「1年内回収予定の差入保証金」「預け金」「関係会社立替金」(当事業年度、123百万円、175百万円、144百万円)は、総資産の100分の5以下となったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。
- (2) 前事業年度に独立掲記しておりました投資その他の資産の「長期未収入金」(当事業年度、211百万円)は、総資産の100分の5以下となったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。
- (3) 前事業年度に独立掲記しておりました固定負債の「長期未払金」「長期預り敷金保証金」(当事業年度16百万円、436百万円)は、負債及び純資産の100分の5以下となったため、当事業年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成27年1月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い平成27年12月期において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産を計算する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、変更後の実効税率を当事業年度末に適用した場合の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|----------------|--------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 348百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 134百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 81百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 10百万円 |

 - (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 4,202百万円
 - (3) 担保提供資産

| | |
|------------|--------|
| 担保に供している資産 | |
| 普通預金 | 50百万円 |
| 定期預金 | 127百万円 |
| 計 | 177百万円 |
- 担保に対応する債務はありません。

(4) 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|---------|----------|
| 当座借越極度額 | 3,000百万円 |
| 借入実行残高 | —百万円 |
| 差引額 | 3,000百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

74百万円

販売費及び一般管理費

36百万円

営業取引以外の取引による取引高

30百万円

(2) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価の切下げ額

売上原価

55百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(千株) | 4,068 | 1 | - | 4,069 |
| 合計 | 4,068 | 1 | - | 4,069 |

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

| | |
|----------------|---------|
| (繰延税金資産) | |
| 繰越欠損金 | 10,431 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 176 |
| 減損損失 | 421 |
| 関係会社株式評価損否認 | 1,663 |
| 退職給付引当金 | 86 |
| たな卸資産評価損 | 72 |
| 製品補償損失引当金 | 68 |
| 資産除去債務 | 104 |
| その他 | 72 |
| 繰延税金資産小計 | 13,098 |
| 評価性引当額 | △13,098 |
| 繰延税金資産合計 | — |
| (繰延税金負債) | |
| 建物(資産除去債務) | 16 |
| その他の有価証券評価差額 | 2 |
| 繰延税金負債合計 | 19 |
| 繰延税金負債の純額 | 19 |

| | |
|---|----------|
| (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 | 38.01% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.90% |
| 住民税均等割等 | 0.95% |
| 連結子会社清算による影響 | 49.26% |
| 評価性引当額の増減 | △316.78% |
| 繰越欠損金の期限切れ | 232.86% |
| その他 | △4.10% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 1.11% |

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--------------|----------------|-----------------------|--------------|-------------------|--------------------------------|---------------|-------|---------------|-----|---------------|
| 親会社の 主要株主 | 蘇寧電器集團 有限公司 | 中華 人民 共和国 南京 | 239 百万円 | 投資事業 | 被所有 直接 0% 被所有 間接14.3% | 融資枠の 被保証 | 支払保証料 | 30 | 未払金 | 30 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 親会社及び法人主要株主等との取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--------------------|-----------------------|--------------|-------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------|------------|---------------|
| 子会社 | 榊ダイオーショ ッピングプラザ | 東京都 港区 | 195 百万円 | 不動産賃貸 事業 | 所有 直接 100% | 債権放棄 (注3) 株式の取得 | 貸付金放棄 子会社株式の 買取 | 2,839 104 | — | — |
| | 楽購思(上海) 商貿有限公司 | 中華 人民 共和国 上海 | 500 百万円 | 物品販売 事業 | 所有 直接 100% | 増資の引受 | 増資の引受 | 200 | 関係会社 株式 | 200 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社との取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 債権放棄については、榊ダイオーショッピングプラザの清算終了により行ったものであります。

(3) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の 名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--|--------------------|-----------------------|--------------|-------------------|-------------------------------|---------------|-------|---------------|-----|---------------|
| 主要株主が議決権 の過半数を自己の 計算において所有 している会社 | 香港蘇寧 雲商有限 公司 | 中華 人民 共和国 香港 | 500 百万円 | 物品販売 事業 | — | 商品の 仕入 | 商品の仕入 | 2,988 | 前渡金 | 0 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 兄弟会社との取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(4) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事 者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残 高 (百万 円) |
|---|-----------------|------------|--------------|---------------|-------------------------------|-------------------|--------------|---------------|-----------------------------|-----------------------|
| 役員及び その近親者 が議決権の 過半数を 所有して いる会社等 (当該会社等 の子会社を 含む) | 日本観光免税㈱ (注1) | 東京都 目黒区 | 444 百万円 | 商業流通事業 | 被所有 直接 10.08% | 不動産の 賃借 | 店舗家賃 (注2) | 64 | 預け金 敷金保証金 (注3) 未払金 | 10 64 7 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役社長羅怡文及びその近親者が議決権の73.86%を直接所有しております。
2. 日本観光免税㈱への店舗家賃については、双方協議の上、契約等に基づき、計算された賃料を支払うものとしております。
3. 日本観光免税㈱への敷金保証金については、双方協議の上、決定しております。なお、契約終了時の精算については、契約更新時の賃料改定や契約期間の長短による日本観光免税㈱の受取賃料等を総合的に勘案し、双方協議の上決定する事としております。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 21円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円73銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について

当社は、平成27年2月12日開催の取締役会において、平成27年3月26日開催の定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案を付議することについて決議致しました。

(1) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在生じております欠損を填補し、早期に財務体質の強化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、企業価値の増大に向けた取組みの観点から、資本準備金及びその他資本剰余金を、繰越利益剰余金に振り替えるものと致したいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分の内容

①減少すべき資本準備金の額及びその他資本剰余金の処分の額

会社法第448条第1項及び同第452条の規定に基づき、資本準備金の額5,950,002,515円を1,726,937,205円減少し、4,223,065,310円とします。
その他資本剰余金の額1,318,958,224円を1,318,958,224円減少し、0円とします。

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金が3,045,895,429円増加し、0円とします。

(3) 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分の効力の発生日（予定）

①株主総会決議日 平成27年3月26日

②効力発生日 平成27年3月26日

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月26日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

| | | | |
|------------------------|-----------|-------|---|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 藤 本 亮 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 平 澤 優 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックス株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月26日

ラオックス株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

| | | | |
|------------------------|-----------|-------|---|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 藤 本 亮 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 平 澤 優 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックス株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 2 月 27 日

ラオックス株式会社監査役会

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 監査役（常勤） | 芝 | 正 | 二 | ⓐ | |
| 監査役（社外） | 西 | 澤 | 民 | 夫 | ⓑ |
| 監査役（社外） | 上 | 村 | 明 | ⓑ | |
| 監査役 | 華 | 志 | 松 | ⓑ | |

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在生じております繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期に財務体質の強化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することによる企業価値の増大に向けた取組みの観点から、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものとしたしたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 5,950,002,515円のうち1,726,937,205円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,726,937,205円

3. 剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,045,895,429円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,045,895,429円

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生ずる日

平成27年3月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社 株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---|--------------------|
| 1 | (ら いぶん) 羅 怡 文 (昭和38年4月29日生) | 平成4年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 平成7年 中文産業株式会社創立 代表取締役就任（現任） 平成18年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役就任（現任） 平成21年8月 当社代表取締役就任（現任） | -株 |
| 2 | (やの てるじ) 矢 野 輝 治 (昭和33年2月7日生) | 昭和55年4月 株式会社ダイエー入社 平成10年6月 株式会社ダイエーホールディングスコーポレーション財務経理企画部長就任 平成11年9月 株式会社レコフ入社 平成12年12月 インテグレーション・マネジメント株式会社取締役副社長就任 平成24年4月 当社入社管理本部本部長就任（現任） 平成25年3月 神田無線電機株式会社代表取締役社長就任（現任） 平成25年4月 当社常務執行役員就任 平成26年3月 当社取締役就任（現任） | -株 |
| 3 | (しょう ゆう) 蔣 勇 (昭和46年7月15日生) | 平成7年 江蘇蘇寧交家電有限公司入社 蘇寧電器販売管理センター副総監 チェーン発展センター総監を歴任 平成21年6月 同社チェーン発展本部執行総裁就任（現任） 兼 商業発展本部総監就任 兼 リーシング開発センター総監就任 平成21年8月 当社取締役就任（現任） | -株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当 社 株式の数 |
|-----------|---------------------------------|--|---------------------|
| 4 | (ぶ やん) ト 揚 (昭和48年9月22日生) | 平成17年1月 蘇寧雲商集团股份有限公司入社 マーケティング企画管理本部総監 就任 兼 出店管理本部総監就任 平成18年1月 同社マーケティング企画管理本部 総監就任 平成22年11月 当社取締役就任 (現任) 平成24年2月 蘇寧雲商集团股份有限公司総務本部 執行総裁就任 (現任) | -株 |
| 5 | (おう てつ) 王 哲 (昭和42年6月11日生) | 平成15年9月 蘇寧雲商集团股份有限公司入社 営業管理センター常務副総監 市場計画管理センター副総監 営業本部購買及び電子ビジネス総監 を歴任 平成21年6月 同社営業本部執行副総裁就任 平成21年8月 当社取締役就任 (現任) 平成26年2月 蘇寧雲商集团股份有限公司商品経営 本部執行副総裁就任 (現任) | -株 |
| 6 | (はん ふえん) 韓 楓 (昭和57年1月5日生) | 平成17年1月 蘇寧雲商集团股份有限公司董事会秘 書室秘書 平成17年8月 同社董事会秘書オフィス証券事務 代表就任 (現任) 平成22年11月 当社取締役就任 (現任) | -株 |

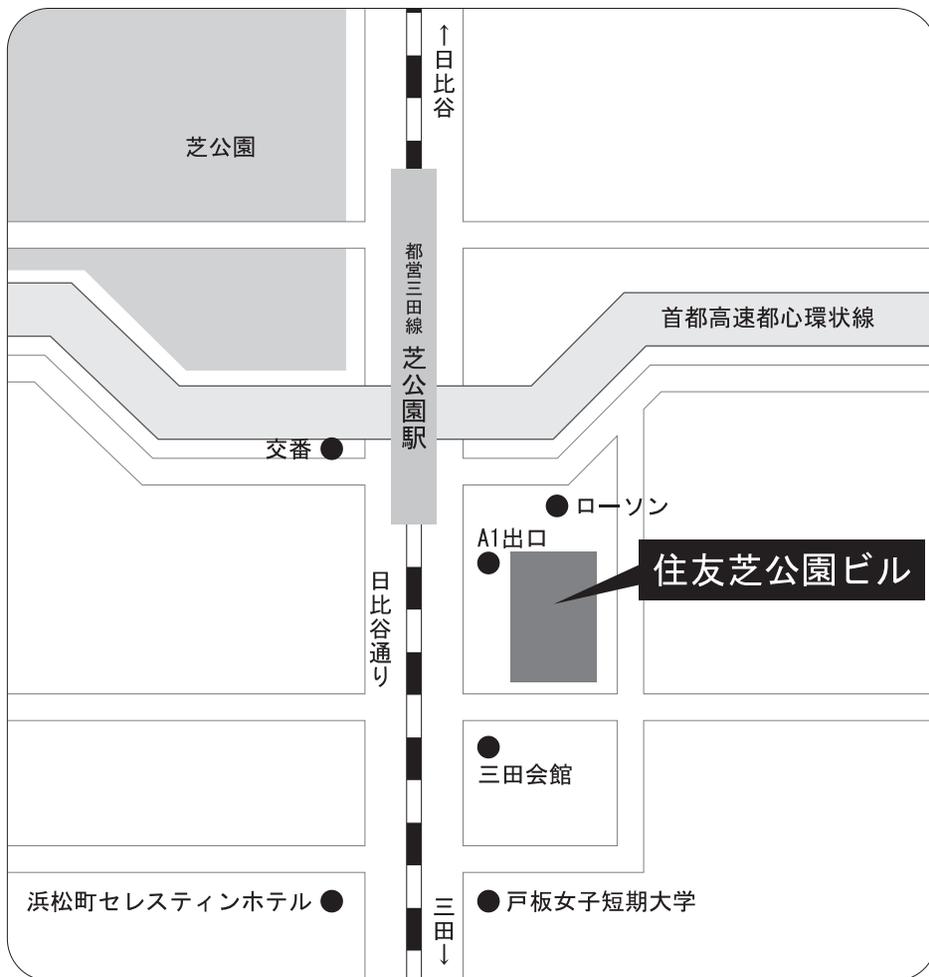
| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当 社 株式の数 |
|-----------|---|--|---------------------|
| 7 | (はやせ けいぞう) 早 瀬 恵 三 (昭和33年10月28日生) | 昭和57年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成12年4月 同行法人営業部ターンアラウンドチーム長就任 平成14年4月 SMBCコンサルティング株式会社財務アドバイザーヘッドグループ長就任 平成14年11月 株式会社マックスリアルティ常務取締役就任 平成17年2月 マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社設立代表取締役就任（現任） 平成20年2月 当社社外取締役就任（現任） | -株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 早瀬恵三氏は社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
早瀬恵三氏はマイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社の経営に携わっております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年1カ月になります。
3. 責任限定契約の概要
当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社現行定款第29条に基づき早瀬恵三氏と、会社法第425条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
・社外取締役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う。

以上

株主総会会場ご案内

東京都港区芝2-7-17
住友芝公園ビル2階 ベルサール芝公園Room 2



都営三田線「芝公園駅」A1出口 徒歩0分
(お車でのご来場はご遠慮ください)